

事業場排水と下水道

(特定事業場以外編)

東松山市

(令和6年8月)

はじめに

下水道は、生活排水や工場・事業場排水などの汚水を、下水処理場できれいな水にして河川へ流しています。快適な暮らしを生み、次の世代へ美しい自然を残す大きな役割を果たしています。

しかし、どんな汚水でもそのまま受け入れて、きれいな水にすることはできません。工場・事業場排水などに有害物質が含まれていると、下水道施設を損傷したり下水処理場の浄化能力を失わせ、河川の環境をも汚染することがあります。

これを防ぐため、工場・事業場排水を下水道へ流す場合には、法律や条例などにより規制を受けることになります。

この規制は、下水処理場で浄化可能なものは河川などへ流す場合より緩やかですが、下水処理場で処理できないものや下水道管などの施設に影響を与えるものは、きびしくなっています。

このパンフレットは、特定事業場以外(特定施設を持つ事業場以外をいう)の事業場向けに、これら関係法令の規制のあらましや届出などについて説明しています。

これを理解していただき、適切な水質管理とともに、本市の下水道事業の推進にご協力をお願いします。

目 次

	ページ
1 下水道へ流してはいけない下水があります	1
2 除害施設	1
3 特定事業場以外の水質基準・届出等	2
3-1. 特定事業場以外の水質基準	3
【表①】 特定事業場以外における除害施設設置基準	4
3-2. 除害施設等管理責任者（代理者）の選任	5
3-3. 届出	6～8
【表②】 公共下水道使用開始届が必要となる場合の下水の水質	7
3-4. 水質の測定	9
3-5. 報告義務	10
3-6. 立入検査・改善命令	10
3-7. 水質使用料	10
3-8. 水質汚濁防止法に基づく届出	11
資料	12
【表③】 下水道法に基づく届出の種類	13
【表④】 東松山市下水道条例に基づく届出の種類	14～15
届出書記載要領	16
1 公共下水道使用開始（変更）届	17～19
2 除害施設設置届出書	20～35
3 除害施設の構造等変更届出書	36～37
4 実施制限期間短縮願	38～39
5 氏名変更等届出書	40～41
6 工場又は事業場の概要変更届出書	42～43
7 除害施設使用廃止届出書	44～45
8 承継届出書	46～47
9 除害施設等管理責任者（代理者）選任等届出書	48～49
10 除害施設等管理責任者資格承認申請書	50～51

1 下水道へ流してはいけない下水があります

下水道には、どんな水でも流せるというわけではありません。

例えば、酸性の強い下水は、下水道管のコンクリートを腐食します。重金属やシアンなどの有害物質を含む下水は、下水処理場で下水を処理する微生物の働きを弱め、下水処理機能を低下させます。また、油脂類をはじめとする高濃度の有機物や浮遊物は、下水道管を詰まらせてたり下水処理にかかる負担を大きくします。

このほか、重金属は、処理場から発生する汚泥に濃縮・蓄積されるので、その処分を困難にします。

このような種々の障害を防止し、下水道施設の働きをいつも正常に保つため、下水道法及び東松山市下水道条例では、下水道に流す水質の基準を定めています。

工場・事業場は、この水質基準を超える下水を流すことはできません。水質基準を超えるおそれのある下水は、**除害施設**（汚水の処理施設）を設置するなど、何らかの対策をしてから下水道に流さなければなりません。

これら工場・事業場のうち、法律で定められている除害施設を設置を必要とする工場・事業場及び特定事業場には、下水道法及び東松山市下水道条例で届出が義務づけられています。

2 除害施設

除害施設とは、下水による障害を除去するために必要な施設で、下水道法第12条及び第12条の11に規定されています。

特定事業場以外の事業場において、そのまま放流すると法律や条例で規定されている一定の基準に適合しない恐れがある場合は、除害施設を設置する必要があります。

除害施設を設置する場合、届出や水質測定義務、罰則などが係ってきます。

以降では、**特定事業場以外の事業場向け**に、これら関係法令の規制のあらましや届出などについて説明しています。

3 特定事業場以外の水質基準・届出等

特定事業場以外が公共下水道を使用する場合、公共下水道に流すには水質基準があり、そのままでは流すことができない場合、除害施設が必要になります。また、除害施設を設置した場合、届出等が必要になります。以上をまとめると次表のようになります。

	処理前の水質		部数	備考
	基準に適合しない	基準に適合する		
3-1. 特定事業場以外の水質基準	/	/	/	
除害施設の設置基準	○		/	
3-2. 管理責任者（管理責任者の代理人）の選任	○		/	
3-3. 届出	/	/	/	
①公共下水道使用開始（変更）届【様式第4】	○	○	2部	条件を満たした場合
②除害施設設置届出書【様式第10号】	○		2部	
③除害施設の構造等変更届出書【様式第11号】	○		2部	
④氏名変更等届出書【様式第13号】	○		2部	
⑤工場又は事業場の概要変更届出書【様式第14号】	○		2部	
⑥実施制限期間短縮願	○		2部	必要に応じて
⑦除害施設使用廃止届出書【様式第15号】	○		2部	
⑧承継届出書【様式第16号】	○		2部	
⑨除害施設等管理責任者（代理人）選任（死亡、解任）届出書【様式第17号】	○		2部	
⑩除害施設等管理責任者資格承認申請書【様式第18号】	○		2部	必要に応じて
3-4. 水質の測定	○		/	無排水施設は除く
3-5. 報告義務	○		/	
3-6. 立入検査・改善命令	○		/	
3-7. 水質使用料	○	○	/	

3－1．特定事業場以外の水質基準

特定事業場以外から公共下水道へ流すことができる下水の水質基準は、公共下水道の施設、機能を保全すること及び下水処理場からの放流水の水質基準を守ることを目的として、下水道法及び条例により定められています。

1．除害施設の設置基準（法第12条、法第12条の11、条例第9条の2、条例第9条の3）

継続して、公共下水道を使用する工場・事業場の下水の水質が、この基準を超える場合は、除害施設の設置などをしなければなりません。基準を超えた場合、直ちに処罰されることはありませんが、監督処分（法第38条第1項）の対象となり、その処分に従わなかったときには処罰されます。（法第46条）

法第12条 → 下水道の施設・機能の保全

法第12条の11 → 下水道からの放流水の水質確保

除害施設設置基準は次表【表①】のとおりで、排出量によって次のように規制されています。

【表①】特定事業場以外の除害施設設置基準

No.	規制物質・項目	基準	特定事業場以外		
			50㎡以上	50～30㎡	30㎡未満
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	①	①	①
2	シアン化合物	1mg/L以下	①	①	①
3	有機リン化合物	1mg/L以下	①	①	①
4	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	①	①	①
5	6価クロム化合物	0.2mg/L以下	①	①	①
6	ヒ素及びその化合物	0.1mg/L以下	①	①	①
7	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005mg/L以下	①	①	①
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	①	①	①
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L以下	①	①	①
10	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	①	①	①
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	①	①	①
12	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	①	①	①
13	四塩化炭素	0.02mg/L以下	①	①	①
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	①	①	①
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	①	①	①
16	シス1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	①	①	①
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	①	①	①
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	①	①	①
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	①	①	①
20	チウラム(テトラメチルチウラムジスルフィド)	0.06mg/L以下	①	①	①
21	シマジン	0.03mg/L以下	①	①	①
22	チオベンカルブ	0.2mg/L以下	①	①	①
23	ベンゼン	0.1mg/L以下	①	①	①
24	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	①	①	①
25	ほう素及びその化合物	10mg/L以下	①	①	①
26	ふっ素及びその化合物	8mg/L以下	①	①	①
27	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	①	①	①
28	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L未満	⑥	⑥	⑥
29	フェノール類	5mg/L以下	①	①	①
30	銅及びその化合物	3mg/L以下	①	①	①
31	亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	①	①	①
32	鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	①	①	①
33	マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	①	①	①
34	クロム及びその化合物	2mg/L以下	①	①	①
35	生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/L未満	⑥	⑦	⑦
36	浮遊物質質量(SS)	600mg/L未満	⑥	⑦	⑦
37	窒素含有量	240mg/L未満	⑥	⑦	⑦
38	燐含有量	32mg/L未満	⑥	⑦	⑦
39	ノルマルヘキサン	5mg/L以下	②	②	③
40	抽出物質含有量	30mg/L以下	②	②	③
41	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	②	②	②
42	温度	45℃未満	②	②	③
43	沃素(ようそ)消費量	220mg/L未満	④	⑤	⑤
44	ダイオキシン類※1	10pg-TEQ/L以下	①	①	①

①下水道法第12条の11第1項
法施行令第9条の10第3号
条例第9条の3第1項第1号

②下水道法第12条
法施行令第9条第1項
条例第9条の2第1項
下水道法第12条の11第1項
法施行令第9条の11第1項
条例第9条の3第1項

③下水道法第12条
法施行令第9条第1項
条例第9条の2第1項
条例第9条の2第2項
条例施行規則第10条
下水道法第12条の11第1項
法施行令第9条の11第1項
条例第9条の3第1項
条例第9条の3第3項
条例施行規則第11条

④下水道法第12条
法施行令第9条第1項
条例第9条の2第1項

⑤下水道法第12条
法施行令第9条第1項
条例第9条の2第1項
条例第9条の2第2項
条例施行規則第10条

⑥下水道法第12条の11第1項
法施行令第9条の11第1項
条例第9条の3第1項

⑦下水道法第12条の11第1項
法施行令第9条の11第1項
条例第9条の3第1項
条例第9条の3第3項
条例施行規則第11条

※ただし、水洗便所から排除される汚水を除く。

※1 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者についてのみ、設置基準に係る水質基準となる。

網掛けセルは「除害施設」設置必要事業場

3-2. 除害施設等管理責任者（代理者）の選任

除害施設のある事業場等は、排出される下水の水質が良好に保たれるよう維持管理する**除害施設等管理責任者及び除害施設等管理責任者の代理者**（以下「除害施設等管理責任者等」という）の選任と届出が必要です。

除害施設等管理責任者等の業務には、次のようなものがあります。

- ・使用する原材料の検査
- ・特定施設又は汚水排出施設の点検
- ・除害施設の操作、点検、補修
- ・発生する汚泥の処理、処分
- ・下水の水質測定、記録
- ・事故が発生した場合の必要な措置の実施

除害施設等管理責任者等となるためには、十分な知識と技能が必要ですので、次の資格要件を設けています。（**東松山市下水道条例施行規程第19条**）

1. 国で実施する水質関係公害防止管理者の資格取得者（**第1号**）
2. 埼玉県で実施する水質関係公害防止主任者の資格認定講習を修了した者（**第2号**）
3. 上記と同程度以上の講習を修了した者（**第3号**）

除害施設等管理責任者等の業務は、除害施設等の維持管理が中心的な業務ですが、汚水を排出する施設の管理なども含みますので、排水処理にかかわる限り工場・事業場の全体の管理についても責任を負っています。

3-3. 届出

(1) 使用開始等の届出

公共下水道を使用しようとする事業場等は、次に該当する場合にはあらかじめ届出が必要です。

届出を要する場合	届出の内容	届出の種類
次のいずれかに該当する場合 ・日最大下水量が50 m ³ /日以上の場合 ・下水の水質が次の【表②】に該当する場合 ・既に届出した内容を変更する場合	・下水の量 ・下水の水質 ・使用開始の時期	公共下水道使用開始 (変更)届 【様式第4】

【表②】 公共下水道使用開始届が必要となる場合の下水の水質（処理前の水質）

項目又は物質	水質	[注意] この表の数値は排除基準と異なるものがあります。
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/Lを超えるもの	
シアン化合物	1 mg/Lを超えるもの	
有機リン化合物	1 mg/Lを超えるもの	
鉛及びその化合物	0.1 mg/Lを超えるもの	
6価クロム化合物	0.2 mg/Lを超えるもの	
ひ素及びその化合物	0.1 mg/Lを超えるもの	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/Lを超えるもの	
アルキル水銀化合物	検出されるもの	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/Lを超えるもの	
トリクロロエチレン	0.1 mg/Lを超えるもの	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/Lを超えるもの	
ジクロロメタン	0.2 mg/Lを超えるもの	
四塩化炭素	0.02 mg/Lを超えるもの	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/Lを超えるもの	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/Lを超えるもの	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/Lを超えるもの	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/Lを超えるもの	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/Lを超えるもの	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/Lを超えるもの	
チウラム (テトラメチルチウラムジスルフィド*)	0.06 mg/Lを超えるもの	
シマジン	0.03 mg/Lを超えるもの	
チオベンカルブ	0.2 mg/Lを超えるもの	
ベンゼン	0.1 mg/Lを超えるもの	
セレン及びその化合物	0.1 mg/Lを超えるもの	
ほう素及びその化合物	10 mg/Lを超えるもの	
ふっ素化合物	8 mg/Lを超えるもの	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/Lを超えるもの	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 mg/L以上	
フェノール類	5 mg/Lを超えるもの	
銅及びその化合物	3 mg/Lを超えるもの	
亜鉛及びその化合物	2 mg/Lを超えるもの	
鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/Lを超えるもの	
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/Lを超えるもの	
クロム及びその化合物	2 mg/Lを超えるもの	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	300 mg/L以上	
浮遊物質 (SS)	300 mg/L以上	
窒素含有量	150 mg/L以上	
リン含有量	20 mg/L以上	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/Lを超えるもの
	動植物油脂類含有量	30 mg/Lを超えるもの
水素イオン濃度 (pH)	5.7以下 または 8.7以上	
温度	40 °C以上	
沃素 (ようそ) 消費量	220 mg/L以上	
ダイオキシン類※	10 pg-TEQ/L以上	

※ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者についてのみ適用する。

(2) 除害施設の届出

除害施設を設置するなどの場合、次のような届出が必要です。

○事前に届け出るもの

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
除害施設を設置する場合	除害施設設置届出書 【様式第10号】	設置の60日以前
除害施設の設置者が次のような変更をする場合 ・ 除害施設の構造、処理方法など ・ 下水の量、水質、排水系統など	除害施設の 構造等変更届出書 【様式第11号】	変更の60日以前

○事後に届け出るもの

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
事業場等の名称、代表者及び所在地名の変更があった場合	氏名変更等届出書 【様式第13号】	変更の日から30日以内
除害施設の設置者が次のような変更をする場合 ・ 汚水排出施設の構造、寸法など ・ 操業の系統など ・ 作業工程で使用する原材料など	工場又は事業場の 概要変更届出書 【様式第14号】	変更の日から30日以内
除害施設の使用を廃止した場合	除害施設使用廃止届 出書 【様式第15号】	廃止の日から30日以内
事業場等を譲り受けるなど、届出者の地位を承継した場合	承継届出書 【様式第16号】	承継の日から30日以内

3-4. 水質の測定

除害施設設置事業場は、排除する下水の水質を測定し、その結果を記録・保存しておかなければなりません。（東松山市下水道条例第9条の12、施行規程第21条）

(1) 測定項目及び測定回数

測定回数については、次表に示したとおり行ってください。

測定項目は、事業場等の業種、規模、工程において使用する原材料、薬品の種類、使用方法等を考慮して定めますので、下水道施設課（市野川浄化センター）TEL0493-24-2022へ問い合わせてください。

水質の項目	測定の回数
温度	排水の期間中、1日に1回以上
水素イオン濃度(pH)	排水の期間中、1日に1回以上
ダイオキシン類	1年に1回以上
その他の項目	14日に1回以上

（東松山下水道条例施行規程第21条に記載）

(2) 測定方法等

「下水の水質の検定方法に関する省令」に規定する検定の方法または「環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」に基づいて、自社もしくは検査機関にて測定を行ってください。

測定のための試料は、測定する下水の水質が**最も悪いと推定される時刻**に採取してください。

(3) 記録及び保存義務

以上の測定の結果は、水質測定記録表（様式第19号）により記録し、**その記録を5年間保存**しなければなりません。

3-5. 報告義務

下水道を適正に管理するため、事業場の状況、除害施設又は下水の水質等についての報告を提出していただく場合があります。これに違反して報告しなかったり、虚偽の報告をした者には、罰則が適用されることがあります。

3-6. 立入検査・改善命令

東松山市では、公共下水道の機能保全と下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、随時、工場・事業場への立入検査を実施しています。その際、汚水を排出する施設、除害施設、汚水処理方法などを調査し、必要に応じて下水を採取し検査します。

立入検査の結果、排除基準に違反または違反するおそれがあると認められる場合には、水質及び施設の改善あるいは、下水の排除の停止を命ずることがあります。

3-7. 水質使用料

下水の水質項目のうち、BOD（生物化学的酸素要求量）とSS（浮遊物質）については、直罰基準、除害施設設置基準を下回る場合でも、次の要件にあてはまる場合は、水質使用料を通常の下水道使用料に加算し負担していただく場合があります。

（詳しくは、上下水道経営課 TEL0493-22-1123 へお問い合わせください。）

項目	排出水量	水質		
		(単位:mg/L)		
生物化学的酸素要求量 (BOD)	750m ³ /月以上		水質使用料を 徴収します	
	750m ³ /月未満	150	水質使用料を 徴収しません	600
浮遊物質 (SS)	750m ³ /月以上		水質使用料を 徴収します	
	750m ³ /月未満	180	水質使用料を 徴収しません	600

3－8. 水質汚濁防止法に基づく届出

このパンフレットは、特定事業場以外（特定施設を持つ事業場以外をいう）の事業場向けに、これら関係法令の規制のあらましや届出などについて説明しています。つまり特定施設を持っていないため、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出（県）は不要ということになります。

しかし、地下水汚染に対し法律が改正され、同法に規定される有害物質を使用（貯蔵等）する場合に、事業場内の施設が有害物質貯蔵指定施設に該当し、同法に基づく届出が必要になることがあります。

届出方法等詳しくは、埼玉県東松山環境管理事務所（TEL0493-23-4050）へ問い合わせてください。

資 料

下水道法に基づく届出の種類	1 3
東松山市下水道条例に基づく届出の種類	1 4～1 5
届出書記載要領	
1 公共下水道使用開始（変更）届	1 7～1 9
2 除害施設設置届出書	2 0～3 5
3 除害施設の構造等変更届出書	3 6～3 7
4 実施制限期間短縮願	3 8～3 9
5 氏名変更等届出書	4 0～4 1
6 工場又は事業場の概要変更届出書	4 2～4 3
7 除害施設使用廃止届出書	4 4～4 5
8 承継届出書	4 6～4 7
9 除害施設等管理責任者（代理者）選任（死亡、解任）届出書	4 8～4 9
1 0 除害施設等管理責任者資格承認申請書	5 0～5 1

【表③】下水道法に基づく届出の種類

番号	届出の種類	根拠条文	届出要件	必要書類（添付書類）提出部数	届出期間	罰 則
1	公共下水道 使用開始 （変更）届 【様式第4】	法第11条の2 第1項	日最大50m ³ 以上又は届出を要する水質（P9参照）の下水を継続して公共下水道に排除しようとするとき	1. 公共下水道使用開始（変更）届 2. 添付書類 除害施設等を設置する時はその概要をあきらかにする図書及び図面 提出部数 各2部	あらかじめ	20万円以下の罰金

【表④】東松山市下水道条例に基づく届出の種類

番号	届出の種類	根拠条文	届出要件	必要書類（添付書類）提出部数	届出期間	罰 則
2	除害施設設置届出書 【様式第10号】 ※受理書の交付	条例第9条の4	工場又は事業場から公共下水道に下水を排除する者が、除害施設を設置しようとするとき	1. 除害施設設置届出書 2. 添付書類 (1) 除害施設に係る污水排出施設の設置場所図面 (2) 污水排出施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図 (3) 污水排出施設を含む操業の系統図 (4) 除害施設の設置場所図面 (5) 污水の処理の系統図面 (6) 污水の集水図面 (7) 排出口の位置図 (8) 用水及び排水の系統図 提出部数 各2部	特定施設に係る工事着手の60日以前	5万円以下の過料
3	除害施設の構造等変更届出書 【様式第11号】 ※受理書の交付	条例第9条の5	除害施設設置の届出をした者が、除害施設の構造・使用の方法・下水の量及び水質・用水及び排水の系統を変更しようとするとき	1. 除害施設の構造等変更届出書 2. 添付書類 ※除害施設設置届出書のNo.4～No.11及び添付書類の(4)～(8)までのうち変更しようとする事項について、変更前後の内容を対照させる。 提出部数 各2部	除害施設の構造等の変更に係る工事着手の60日以前	5万円以下の過料
4	実施制限期間短縮願	条例第9条の6	届出が受理されてから60日より短い期間で、除害施設を設置し、又は構造若しくは使用の方法の変更が必要なとき	1. 実施制限期間短縮願 提出部数 各2部	変更があった日から30日以内	5万円以下の過料
5	氏名変更等届出書 【様式第13号】	条例第9条の7	除害施設設置の届出をした者が、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名・工場又は事業場の名称及び所在地の変更があったとき	1. 氏名変更等届出書 (1) 変更の内容（変更前後） (2) 変更年月日 (3) 変更の理由 提出部数 各2部	変更があった日から30日以内	5万円以下の過料
6	工場又は事業場の概要変更届出書 【様式第14号】	条例第9条の7	工場又は事業場の概要に変更があったとき	1. 工場又は事業場の概要変更届出書 2. 添付書類 ※除害施設設置届出書のNo.1～3及び添付書類の(1)～(3)までのうち変更しようとする事項について、変更前後の内容を対照させる。 提出部数 各2部	使用を廃止した日から30日以内	5万円以下の過料

番号	届出の種類	根拠条文	届出要件	必要書類（添付書類）提出部数	届出期間	罰 則
7	除害施設使用 廃止届出書 【様式 第15号】	条例第9条の7	除害施設設置の届出をした者が、除害施設の使用を廃止したとき	1. 除害施設使用廃止届出書 (1) 工場又は事業場の名称及び所在地 (2) 除害施設の種類及び設置場所 (3) 使用廃止の年月日及び理由 2. 添付書類 (1) 除害施設の設置場所図面 提出部数 各2部	使用を廃止した日から30日以内	5万円以下の過料
8	承継届出書 【様式 第16号】	条例第9条の8	除害施設設置の届出をした者から、届出に係る工場又は事業場を譲り受け又は借り受けたとき 除害施設設置の届出をした者について相続又は合併があったとき	1. 承継届出書 (1) 工場又は事業場の名称及び所在地 (2) 除害施設の種類及び設置場所 (3) 承継の年月日及び原因 (4) 被承継者の氏名又は名称及び住所 2. 添付書類 (1) 除害施設の設置場所図面 提出部数 各2部	承継があった日から30日以内	5万円以下の過料
9	除害施設等 管理責任者 (代理者) 選任（死亡、 解任）届出書 【様式 第17号】	条例第9条の9 第2項	除害施設等管理責任者（代理者）の選任、死亡又は解任があったとき	1. 除害施設等管理責任者選任（死亡、解任）届出書 (1) 工場又は事業場の名称及び所在地 (2) 選任（死亡、解任）の年月日 (3) 除害施設等管理責任者の職名、氏名及び担当業務の範囲 (4) 資格の種類 (5) 選任又は解任の事由 2. 添付書類 ・資格を証する書面の写し 提出部数 各2部	選任（死亡、解任）した日から30日以内	5万円以下の過料
10	除害施設等 管理責任者 資格承認申請書 【様式 第18号】	条例施行規程 第19条第2項	規程で定める資格を有するものがないとき ※承認期間（1年間）の間に9の届出書を提出してください	1. 除害施設等管理責任者資格承認申請書 (1) 工場又は事業場の名称及び所在地 (2) 除害施設等管理責任者にしようとする者の氏名、職名及び履歴 提出部数 各2部	選任しようとする前	

届出書記載要領

◎法・条例各届出書共通事項

1 届出年月日

東松山市下水道施設課（市野川浄化センター）へ届出をする年月日を記載する。

2 届出者（申請者）

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を記載し押印する。

法人にあっては本社の所在地を記載し、会社印と代表者印が必要である。

工場長等代表権を有しない者が届出者となる場合にあっては代表者の委任状が必要である。

(例) 住 所	東京都港区〇番〇号
氏名又は名称	〇〇工業株式会社
法人にあっては代表者氏名	代表取締役 松山太郎

3 工場又は事業場の名称・所在地

本社の所在地と工場の所在地が異なる場合にあっては除害施設を有する工場の所在地を記載する。

(例) 名 称	〇〇工業株式会社 東松山工場
所在地	東松山市大字新郷〇〇番地

◎下水道法に基づく届出書

1 公共下水道使用開始（変更）届……………法様式第4

(1) 排除場所

公共下水道を使用する工場又は事業場の所在地を記載する。

(2) 排水口数

公共下水道への排出口の数を記載する。

(3) 排除汚水の水量

過去1年間の平均月量及び日最大量とし、新設の場合は**推定量**を記載する。

(4) 開始(変更)年月日

使用開始又は変更を行おうとする年月日を記載する。

(5) 処理方法

水質ごとの処理方法を記載する。

例：中和法

(6) 施設名称

具体的な処理機能を表す名称を記載する。

例：中和処理施設

(7) 排水口

公共下水道への排出口の呼称を記載する。

例：No. 1, No. 2 東, 西 等

(8) 月量

排水口ごとの月当たりの下水量を記載する。

(9) 項目

作業工程において使用する原材料、薬品等から判断して水質項目を定め、その分析値を記載する。

(10) 事業場の概要図書、図面

次の書類を作成し添付する。

①事業場概要

資本金、会社の従業員数、当該事業場の従業員数、製品名、案内図、事業場配置図

②事業場の操業概要

操業時間、操業フローシート、原材料（消耗資材を含む。）

③汚水の処理概要

用水及び排水の系統図、汚水処理フローシート、除害施設の配置図、構造図、使用薬品名

④その他

記入例

様式第4（第6条関係）

公共下水道使用開始（~~変更~~）届

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業

東松山市長 宛て

会社印

申請者

住所

東松山市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名又は名称及び法人に

〇〇〇〇株式会社

あつてはその代表者の氏名

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

代表
者印

次のとおり公共下水道の使用を開始（~~変更~~）するので届け出ます。

排除場所	東松山市〇〇町〇丁目〇番〇号		排水口数	2
排除汚水の水量 又は水質	水量	月平均 500 m ³ 、日最大 30 m ³		
	水質	別記のとおり		
開始（変更） 年月日	和暦 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
処理方法	中和法	施設名称	中和処理施設	

記

裏面へ続く

項目	排水口 月量	No.1	No.2	m ³	単位
		300m ³	200m ³		
温度					度
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量					mg/L
水素イオン濃度 (pH)		6.8	7.2		水素指数
生物学的酸素要求量 (BOD)					mg/L
浮遊物質 (SS)					mg/L
フルマルベキサ ン抽出物質含有 量	鉱油類含有量	2.0			mg/L
	動植物油脂類含有量		15		mg/L
窒素含有量					mg/L
リン含有量					mg/L
沃素 (ようそ) 消費量					mg/L
カドミウム及びその化合物					mg/L
シアン化合物					mg/L
有機リン化合物					mg/L
鉛及びその化合物					mg/L
六価クロム化合物					mg/L
砒素及びその化合物					mg/L
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物					mg/L
アルキル水銀化合物					mg/L
ポリ塩化ビフェニル					mg/L
トリクロロエチレン					mg/L
テトラクロロエチレン					mg/L
ジクロロメタン					mg/L
四塩化炭素					mg/L
1,2-ジクロロエタン					mg/L
1,1-ジクロロエチレン					mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン					mg/L
1,1,1-トリクロロエタン					mg/L
1,1,2-トリクロロエタン					mg/L
1,3-ジクロロプロペン					mg/L
チウラム					mg/L
シマジン					mg/L
チオベンカルブ					mg/L
ベンゼン					mg/L
セレン及びその化合物					mg/L
ほう素及びその化合物					mg/L
ふっ素及びその化合物					mg/L
フェノール類					mg/L
1,4-ジオキサン					mg/L
銅及びその化合物		0.2	0.1		mg/L
亜鉛及びその化合物		2.3	ND		mg/L
鉄及びその化合物 (溶解性)					mg/L
マンガン及びその化合物 (溶解性)					mg/L
クロム及びその化合物					mg/L
ダイオキシン類					pg-TEQ/L
※					
適 要		○月○日 分析	○月○日 分析		

- 備考 1. 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
2. ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
3. 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
4. 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

◎東松山市下水道条例に基づく届出書

2 除害施設設置届出書……………条例様式第10号

(1)工場又は事業場の概要

①汚水排出施設の設置場所

工場全体の配置図に汚水排出施設の設置場所を**赤色**で明示する。

②汚水排出施設の名称

除害施設を必要とする汚水を発生する施設又は作業の名称を記載する。

例： ○○研磨施設、 △△洗淨作業

③型 式

メーカーでの呼び名、型式、年式

例： ○○社製、△△型、□□式

④構 造

その施設が木製かコンクリート製かあるいは鉄製か等を記載する。

構造図を添付する。

⑤主要寸法

施設の縦、横、高さ等について記載する。

⑥能 力

その施設の時間当たり、又は1日当たりの原材料の処理能力を重量、長さ等によって記載する。

⑦主要機械又は主要装置の配置

工場全体の配置図を添付し、そのなかに汚水排出施設に関連する主要機械又は主要装置について設置場所を明示すること。なお、この図面に「汚水排出施設の設置場所」及び「除害施設の設置場所」を併記しても差し支えない。

汚水排出施設の構造図を添付する。

⑧汚水排出施設を含む操業の系統

いわゆるフローシートの中で、原材料から製品までの製造工程（製品検査工程を含む。）を詳細に記載し、工程における汚水排出施設を他の施設と区別する。

排水箇所を併記すること。

⑨使用時間の間隔、1日の使用時間、季節的変動

(a)汚水排出施設を断続的に使用している場合は、その時間間隔を記載する。

(b)1日当たりの使用時間が日によって変動する場合は、平均使用時間を記載する。

(c)季節的変動のある場合は、その旨を記載し、その概要を記載する。

⑩原材料の種類、使用の方法、使用量

(a)汚水排出施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類を記載する。

(b)使用の方法については、具体的にどのようにして使用するかを明記する。

(c)使用量については、1日当たりの平均使用量を記載する。

⑪汚水排出施設から排出される汚水等

(a)汚水排出施設から排出される汚水の量を記載する。

(b)水量は計量器によるもののほかは水道の使用量、ポンプの揚水能力等から推定する。

(c)汚水排出施設から排出される汚水の水質について、pH, BOD, SS等排除基準が定められている物質の種類及び項目について記載する。(通常値及び最大値)

⑫参考事項

その他工場・事業場の概要、汚水の性質や特徴について参考となるべき事項を記載する。

(2) 除害施設の構造

①設置場所

工場全体の配置図に除害施設の設置場所を赤色で明示する。

②工事着手予定年月日、完成予定年月日、使用開始予定年月日

除害施設に係る工事着手、完成及び使用開始の予定年月日を記載する。

③種類

除害施設の種類を記載する。

(例)加圧浮上施設、活性汚泥処理施設、油水分離施設、総合污水处理施設

④型式

除害施設を具体的にあらわす名称、型式を記載する。

(例)〇〇式加圧浮上施設、ML型油水分離施設(〇〇社製)

⑤構造

コンクリート製か鉄製か等を記載する。

構造図を添付する。

⑥主要寸法

施設の縦、横、深さ、容量等を記載する。

構造図に主要寸法を記載する。

⑦能力

污水处理施設の時間当たり又は1日当たりの処理能力を記載する。

設計計算書を添付する。

⑧処理方式

活性汚泥法、凝集沈殿法、電気分解法等と処理の方式を記載する。

⑨参考事項

その他除害施設の構造について参考となるべき事項について記載する。

(3) 除害施設の使用の方法

① 汚水の処理の系統

汚水処理の系統を図示する。排水処理のフローチャートを添付する。

② 集水及び導水の方法

汚水をどの様にして集め、除害施設に導いているかを記載する。

例えば、U字溝にて除害施設に導水する、とかポンプアップし、口径100mmの塩化ビニール管にて導水する等と記載する。

集水及び導水系統を赤色で図示する。

用水及び排水系統図に併記して差し支えない。

③ 使用時間間隔、1日の使用時間、季節的変動

(a) 除害施設を時間間隔をおいて使用している場合は、例えば2時間ごとに使用等を記載する。

(b) 1日当たりの使用時間が日によって変動のある場合は、その平均的使用時間を記載する。

(c) 季節的に変動する場合は、7月から11月まで使用等と記載する。

④ 処理に要する消耗資材及び用途別使用量

除害施設において中和、凝集等に使用する酸、アルカリ凝集剤等を用途別にその使用量を記載する。

⑤ 水量、水質

(a) 汚水処理の通常量及び最大量を記載する。

(b) 除害施設で処理される汚水の処理前及び処理後の水質についてそれぞれ通常値及び最大値を記載する。分析は、環境計量士によるのが望ましい。

除害施設未設置の場合は、設計計算書に基づいて記載する。

(c) 排除基準が定められている物質の種類及び項目について記載する。

⑥ 残さの種類、生成量、処理の方法

汚水処理によって生ずる汚泥、油分等の1か月当たりの生成量とその処理の方法を、「ベルトプレス脱水機にて脱水後、自社敷地内埋立て、焼却等」具体的に記載する。

なお、業者委託による場合は、その業者の所在地、名称及び搬出頻度を記載する。

⑦ 公共下水道への排除の方法

工場敷地から排除される汚水について排出口の位置及び数等どのように排除しているかを記載する。

⑧ 参考事項

その他除害施設の使用の方法について参考となるべき事項を記載する。

(例) 設計・施工業者及びメンテナンス業者の名称及び住所等

(4) 下水の量及び水質

① 排出口名称・水量・水質

工場全体の排出口別に水量及び水質を記載する。

排出口名称は、A排出口、B排出口、No.1 排出口等とし、水量、水質については通常値(平均値)と最大値を記載する。

排出量は、実測又は用水量等客観的な方法で求める。

② 参考事項

その他汚水の量及び水質について参考となるべき事項を記載する。

(5) 用水及び排水の系統

① 用水及び排水の系統図

用水及び排水の系統について系統図を添付し、その経路を用水については青色で、排水については赤色で工場全体の配置図に記載すること。

② 用途別用水使用量

上水道、地下水等の1日当たりの使用量を記載するとともに、用途別の使用量を記載する。

(6) その他の参考事項

業種名、創業年月日、主要製品名、資本金、生産高及び従業員数等を記載する。

様式第 10 号(第 12 条関係)

除 害 施 設 設 置 届 出 書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業

東松山市長

宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

電話番号

会 社 印
 〇〇市〇〇1丁目2番3号
 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役〇〇〇
代 表
者 印
 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

東松山市下水道条例第 9 条の 4 の規定により、除害施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	(株)〇〇〇〇 東松山工場
工場又は事業場の所在地	東松山市大字新郷〇〇〇〇番地
△工場又は事業場の概要	別紙のとおり。
△除害施設の構造	別紙のとおり。
△除害施設の使用の方法	別紙のとおり。
△下水の量及び水質	別紙のとおり。
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。

備考

△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

1・工場又は事業場の概要

イ 汚水排出施設の設置場所

添付第__○__図のとおり。(図中の汚水排出施設は赤線~~線~~で記入すること。)

ロ 汚水排出施設の名称、型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該汚水排出施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置

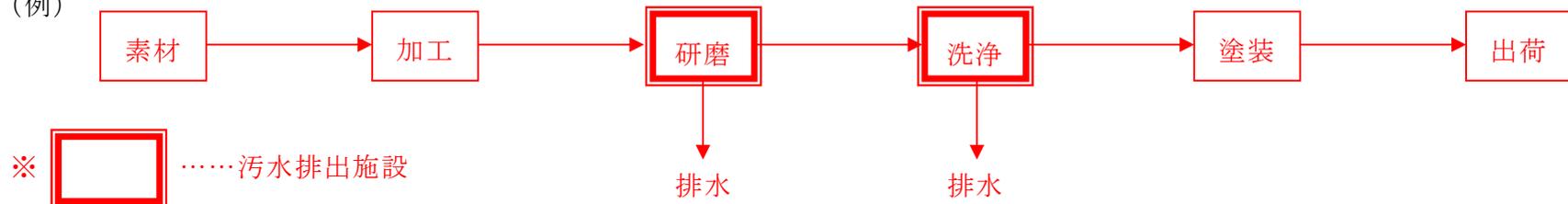
添付第__○__図のとおり。

汚水排出施設の名称	型 式	構 造	主 要 寸 法 (たて×よこ×高さ(深さ))	能 力	備 考
研磨施設	○○型	鉄製	○○cm×○○cm×○○cm	○○kg/時間	
部品修理作業	-----	コンクリート床	○○cm×○○cm×○○cm	○○個/日	主要寸法は、作業室の広さ

ハ 汚水排出施設を含む操業の系統

添付第__○__表のとおり。

(例)



ニ 汚水排出施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

汚水排出施設の名称	使用時間間隔	1日当たりの使用時間	季節的変動の概要	備 考
研磨施設	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	8 時間	なし	
部品修理作業	8 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	6 時間	冬場作業少ない	

ホ 汚水排出施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量

汚水排出施設の名称	原材料の種類	使 用 方 法	1日当たりの使用量	備 考
研磨施設	研磨剤	バリ取り研磨用	3 0 k g	
部品修理作業	アルカリ性脱脂剤	表面処理用	1 0 k g	

へ 汚水排出施設の使用時において、当該汚水排出施設から排出される汚水の水質（当該工場又は事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項に限る。）の通常値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量

単位：mg/l（pH, ダイオキシン類を除く）

汚水排出施設の名称	汚水の量 (m ³ /日)		温度 (°C)		pH		BOD		SS		n-ヘキサン抽出物質		窒素		燐		ヨウ素消費量		フェノール類		銅		亜鉛		鉄 (溶解性)					
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大				
バレル研磨施設	40	60							900	800	50	300																		
部品修理作業	5	10									10	20																		
マンガン (溶解性)	クロム		フッ素		カドミウム		シアン		有機燐		鉛		6価クロム		ヒ素		水銀		アルキル水銀		PCB		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン		四塩化炭素	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		1,3-ジクロロプロペン		チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		ほう素		1,4-ジオキサソ		アミン酸性, 亜硝酸, 硝酸窒素含有		ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)			
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	

ト その他汚水排出施設の構造及び使用の方法について参考となるべき事項

なし

2・除害施設の構造

イ 除害施設の設置場所

添付第__○__図のとおり。(図中の除害施設は**赤線**で記入すること。)

ロ 除害施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
和暦○○年○○月○○日	和暦○○年○○月○○日	和暦○○年○○月○○日

ハ 除害施設の種類、型式、主要寸法及び能力並びに汚水の処理の方式

種 類	型 式	構 造	主要寸法	処理能力	処理方式	備 考
凝集沈殿施設	○○式○○型	鉄 製	○○×○○×○m	5 0 m ³ /日 (m ³ /日)	凝集沈殿法	

ニ その他除害施設の構造について参考となるべき事項

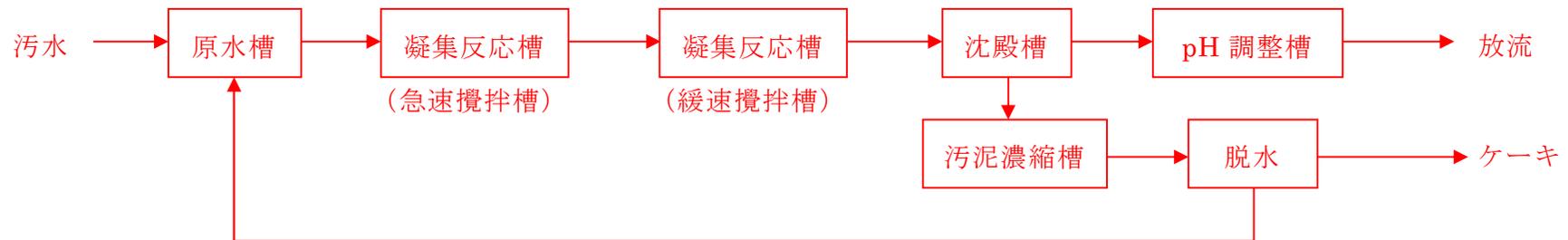
な し

3・除害施設の使用の方法

イ 汚水の処理の系統

添付第__○__図のとおり。

(例)



ロ 汚水の集水及び除害施設までの導水の方法

添付第__○__図のとおり。(集水及び導水の経路を、**赤線**で記入すること。)

口径100mm塩ビ管により、除害施設に導水する。

ハ 除害施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

除害施設の名称	使用時間間隔	1日当たりの使用時間	季節的変動の概要	備 考
研磨排水処理装置	8:00～18:00	10時間	なし	

ニ 除害施設において中和、凝集、酸化、その他の反応の用に供する使消耗資材の1日当たりの用途別使用量

除害施設の名称	用 途 別	消耗資材の名称	1日当たりの使用量	備 考
研磨排水処理装置	凝集用	消石灰	20kg	
		塩化第2鉄	5kg	
		高分子凝集剤	10kg	
	pH調整用	硫酸	20kg	
		苛性ソーダ	20kg	

ホ 除害施設の使用時における当該除害施設による処理前及び処理後の汚水の水質（当該工場又は事業場から排出される下水に係る水質の基準が定められた事項に限る。）の通常値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量

(1)処理前

単位：mg/l（pH, ダイオキシン類を除く）

除害施設の名称	汚水の量 (m ³ /日)		温度 (°C)		pH		BOD		SS		n-ヘキサン抽出物質				窒素		燐		ヨウ素消費量		フェノール類		銅		亜鉛		鉄 (溶解性)			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
研磨排水処理装置	45	70							900	800	50	300																		
マンガン (溶解性)	クロム		フッ素		カドミウム		シアン		有機燐		鉛		6価クロム		ヒ素		水銀		アルキル水銀		PCB		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン		四塩化炭素	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		1,3-ジクロロプロペン		チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		ほう素		1,4-ジオキサソ		アミン酸性、亜硝酸、硝酸窒素含有		ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)			
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	

(2)処理後

単位：mg/l (pH, ダイオキシン類を除く)

除害施設の名称	汚水の量 (m ³ /日)		温度 (°C)		pH		BOD		SS		n-ヘキサン抽出物質				窒素		燐		ヨウ素消費量		フェノール類		銅		亜鉛		鉄 (溶解性)			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
研磨排水処理装置	45	70							10	30	1	3																		
マンガン (溶解性)	クロム		フッ素		カドミウム		シアン		有機燐		鉛		6価クロム		ヒ素		水銀		アルキル水銀		PCB		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン		四塩化炭素	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		1,3-ジクロロプロペン		チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		ほう素		1,4-ジオキサン		7種アモニア性、亜硝酸、硝酸窒素含有		ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)			
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	

へ 汚水の処理によって生ずる残さの種類及び1月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要

残さの種類	1月間の生成量	処理の方法の概要	備 考
脱水汚泥	0.8 t (含水率80%)	フィルタープレスで脱水した汚泥は、ドラム容器に詰め自社内に保管。 産業廃棄物処理業者に委託処分。	汚泥収集運搬業者 〇〇産業(株) 〇〇市〇〇〇〇番地 汚泥処分業者 (株)〇〇産廃センター 〇〇市〇〇〇〇番地

ト 汚水を公共下水道へ排除する方法（排出口の位置及び数）

排出口の位置は添付第〇図のとおり。 排出口の数は合計2か所。

チ その他除害施設の使用の方法について参考となるべき事項

汚水処理施設設計・施工業者：(株)〇〇プラント 〇〇市〇〇町〇〇番地

汚水処理施設メンテナンス：〇〇保全(株) 〇〇市〇〇町〇〇番地

4・下水の量及び水質

イ 公共下水道への排出口における下水の通常量及び最大量並びに当該下水の水質（当該工場又は事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項に限る。）の通常値及び最大値。

単位：mg/l（pH, ダイオキシン類を除く）

排出口の名称	汚水の量 (m ³ /日)		温度 (°C)		pH		BOD		SS		n-ヘキサン抽出物質				窒素		燐		ヨウ素消費量		フェノール類		銅		亜鉛		鉄 (溶解性)			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	鉱油類		動植物油脂		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
											通常	最大	通常	最大																
No.1 (工程系)	45	70							10	30	1	3																		
No.2 (生活系)	2	4																												
マンガン (溶解性)	クロム		フッ素		カドミウム		シアン		有機燐		鉛		6価クロム		ヒ素		水銀		アルキル水銀		PCB		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン		四塩化炭素	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		1,3-ジクロロプロペン		チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		ほう素		1,4-ジオキサン		アゾニア性, 亜硝酸, 硝酸窒素含有		ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)			
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	

ロ その他公共下水道に排除される下水の量及び水質について参考となるべき事項

なし

5・用水及び排水の系統

イ 用水及び排水の系統図

添付第__○__図のとおり。(用水系統は青線で、排水系統は赤線で記入すること。)

ロ 用途別用水使用量

用 水 別 (m ³ /日)								
上水道	地下水	その他 ()			回収水	合計		
47								47
用 途 別 (m ³ /日)								
ボイラー用水	原料用水	製品処理用水	洗浄用水	生活雑用水	冷却用水	温調用水	その他 ()	合計
		15	30	2				47

6・その他の参考事項

業 種 名	○○○製造業	操業年月日	昭和○○年○月○○日	事業場面積	3,000 m ²
主要製品名	○○○○、△△△	資本金 [円]	1億5,000万		
生産高 [円/月]	12,000万	従業員数 [人]	全社 400人	従業員数 [人]	当該事業場 80人

3 除害施設の構造等変更届出書……………条例様式第11号

2の「除害施設設置届出書」と同様に記載する。

除害施設の構造及び使用の方法、下水の量及び水質並びに用水及び排水の系統の変更前と変更後を対照させ、変更部分を明らかにする。

除害施設の構造等変更届出書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業

東松山市長 宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

電話番号

会 社 印
 〇〇市〇〇1丁目2番3号
 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役〇〇〇〇
 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

代 表
者 印

東松山市下水道条例第9条の5の規定により、除害施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇〇(株) 東松山工場
工場又は事業場の所在地	東松山市大字新郷〇〇〇番地
△工場又は事業場の概要	別紙のとおり。 } 除害施設設置届出書の 別紙に準じる 別紙のとおり。 }
△除害施設の構造(除害施設の使用の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統)	

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

4 実施制限期間短縮願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (P. 39)

記入例を参照して記載する。

実施制限期間短縮願

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業

東松山市長 宛て

届出者

住 所

〇〇市〇〇1丁目2番3号

氏名又は名称及び法人に

〇〇〇〇株式会社

あつてはその代表者の氏名

代表取締役〇〇〇〇

電話番号

〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

代 表
者 印

東松山市下水道条例第9条の6第2項の規定により、次のとおり実施の制限期間の短縮を承認願います。

除 害 施 設 の 種 類	中和処理施設
除害施設の設置場所	東松山市〇〇町〇丁目〇番〇号
短 縮 の 理 由	早期に除害施設を設置して、排出下水の適正な水質を確保するため。
設置・構造変更等の内容	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">1 除害施設の設置</div> 2 除害施設の構造の変更 3 除害施設の使用方法の変更
着手したい年月日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日
短縮後の制限期間	30日

※

備考

※印の欄には記載しないこと。

5 氏名変更等届出書.....条例様式第13号

記入例を参照して記載する。

氏名変更等届出書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業
東松山市長 宛て

届出者

住 所 〇〇市〇〇〇丁〇番〇号
氏名又は名称及び法人に 〇〇〇〇株式会社
あつてはその代表者の氏名 代表取締役〇〇〇〇
電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇



氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、東松山市下水道条例第 9 条の 7 の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	松山 太郎
	変更後	山川 清
変更年月日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日	
変更の理由	人事異動による代表者の交替	

6 工場又は事業場の概要変更届出書……………条例様式第14号

2の除害施設設置届出書のうち「(1)の工場又は事業場の概要」と同様に記載する。
当該概要の**変更前と変更後を対照**させ、変更部分を明らかにする。

工場又は事業場の概要変更届出書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業
東松山市長 宛て

届出者

住所 〇〇市〇〇丁目〇番〇号
氏名又は名称及び法人に 〇〇〇〇株式会社
あつてはその代表者の氏名 代表取締役〇〇〇〇
電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇



工場又は事業場の概要に変更があったので、東松山市下水道条例第 9 条の 7 の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇〇(株) 東松山工場
工場又は事業場の所在地	東松山市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
△工場又は事業場の概要	別紙のとおり。

除害施設設置届出書の
別紙に準じる

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

7 除害施設使用廃止届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・条例様式第15号

記入例を参照して記載する。

様式第 15 号(第 15 条関係)

除 害 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業
東松山市長 宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

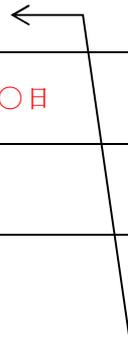
電話番号

会 社 印
〇〇市〇〇1 丁目 2 番 3 号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇
〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

代 表
者 印

除害施設の使用を廃止したので、東松山市下水道条例第 9 条の 7 の規定により、次のとおり
届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇〇(株)東松山工場
工場又は事業場の所在地	東松山市〇〇町〇丁目〇番〇号
除 害 施 設 の 種 類	油水分離施設
除害施設の設置場所	別添のとおり。
使用廃止の年月日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日
使用廃止の理由	廃業のため。



別添として図面を
添付する事

8 承継届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・条例様式第16号

それぞれの記入例を参照して記載する。

様式第 16 号 (第 16 条関係)

承 継 届 出 書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業
東松山市長 宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

電話番号

会 社 印
〇〇市〇〇1 丁目 2 番 3 号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇

代 表
者 印

除害施設に係る届出者の地位を承継したので、東松山市下水道条例第9条の8の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇〇(株)東松山工場	
工場又は事業場の所在地	東松山市〇〇町〇丁目〇番〇号	
除 害 施 設 の 種 類	活性汚泥処理施設	
除 害 施 設 の 設 置 場 所	別添のとおり	
承 継 の 年 月 日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日	
被承継者	氏名又は名称	株式会社△△興業 取締役社長△△△△
	住 所	△△市△△△△番地
承 継 の 原 因	借り受け	

〔 別添として図面を
添付する事 〕

9 除害施設等管理責任者(除害施設等管理責任者の代理者)選任(死亡、解任)届出書
.....条例様式第17号

- (1) 標題の除害施設等管理責任者又はその代理者及び選任、死亡又は解任の該当しないものを二重線 (〇〇〇〇) で消すこと。
- (2) 選任(死亡、解任)年月日
その年月日を記載する。
- (3) 職名
工場又は事業場における職制上の名称を記載する。
- (4) 氏名
届出の対象となる者の氏名を記載する。
- (5) 担当業務の範囲
除害施設等管理責任者の業務のうち、当該届出の対象となる者が担当する業務の範囲を記載する。
1事業場に1名の除害施設等管理責任者の場合は当然に業務全般にわたるが、複数名選任した場合は、各々の業務範囲及び統括的に管理に当たる者1名を明確にしておくこと。
- (6) 資格
除害施設等管理責任者又はその代理者となるための資格の種類を記載し、資格を証する書面の写しを添付すること。
- (7) 選任(解任)の事由
(例) 「新たに除害施設を設置したため」・「人事異動による配置転換のため」等

様式第 17 号（第 18 条関係）

除害施設等管理責任者(除害施設等管理責任者の代理者)選任(死亡、解任)届出書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業

東松山市長 宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

電話番号

会 社 印
〇〇市〇〇1 丁目 2 番 3 号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇
〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

代 表
者 印

東松山市下水道条例第 9 条の 9 第 2 項(第 9 条の 10 第 2 項において準用する第 9 条の 9 第 2 項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇〇(株) 東松山工場
工場又は事業場の所在地	東松山市〇〇町〇丁目〇番〇号
選任(死亡、解任)年月日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日
職 名	管理課長
氏 名	〇〇 〇〇
担 当 業 務 の 範 囲	除害施設管理業務全般
資 格	水質関係第 1 種公害防止管理者
選 任 (解 任) の 事 由	除害施設を設置したため。

備考

資格を証する書面の写しを添付すること。

10 除害施設等管理責任者資格承認申請書……………条例様式第18号

記入例を参照して記載する。

様式第 18 号 (第 19 条関係)

除害施設等管理責任者資格承認申請書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業
東松山市長 宛て

届出者
住 所
氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
電話番号

会 社 印
〇〇市〇〇1 丁目 2 番 3 号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇
〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

代 表
者 印

東松山市下水道条例施行規程第 19 条第 2 項の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	〇〇〇〇(株) 東松山工場	
工場又は事業場の所在地	東松山市〇〇町〇丁目〇番〇号	
除害施設等管理責任者にしようとする者の氏名	〇〇 〇〇	
職 名	保全課長	
履 歴	最 終 学 歴	〇〇大学工学部 (〇〇年 月 日卒業)
	除害施設等の管理歴及び業務の遂行に参考となるべき事項	除害施設の運転管理 3 年 製造工程を熟知しているほか、品質管理の経験があり業務の変動に対しても適切な除害施設の維持管理ができる。
※審査結果		

備考

※ 印の欄には、記載しないこと。